

町営墓地の使用に関する確認書

○ご理解いただきましたら確認欄にレ点を記入してください。最後に記名してください。

内 容		確認	内 容		確認
1	墓地の使用許可について ○土地の所有権ではありません。 ○使用する権利の売買等はできません。 ○慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する場合に限り使用権を移転することができます。届出は、承継事由発生の日から3月以内にしなければなりません。		6	使用許可の取り消しについて ○次の場合は、使用許可が取り消されます。原状に戻して返還しなければなりません。 1.許可を受けた目的以外に使用したとき。 2.使用許可を受けた後囲障等の設置をせず、又は改葬後使用せず3年を経過したとき。 3.使用者が死亡した日以後3年を経過しても祭祀を主宰するものがないとき。 4.使用者である法人が解散したとき。 5.使用者が3年間管理料を納入しないとき。 6.使用者が住所不明となって7年を経過したとき。 7.法令又は条例若しくは条例に基づく指示に違反したとき。	
	墓地の管理料について 2 ○使用許可を受けた年度から管理料を納めなければなりません。			埋葬済みの墓碑の移転について 7 ○「改葬許可申請書」(移転先の許可が必要)を提出して、「改葬許可証」の交付を受けなければなりません。移転後、不要になった区画の返還手続きが必要です。	
	墓地の使用目的について 3 ○焼骨の埋葬以外の目的には使用できません。				
4	墓地区画の変更について ○使用許可を受けた後は、原則として区画の変更はできません。変更する場合は、新規使用許可の取り扱いになります。		8	使用区画の返還について ○「使用区画返還届」を提出し、原状に戻して返還しなければなりません。	
	墓地設備の制限等について ○墓碑の設置や改造等をする場合は、事前に「墓碑等設置申請書」を提出しなければなりません。 ○墓地設備は、次の制限を守らなければなりません。 5 1.墓碑設備の高さ2.5m以内 2.境界線より距ること0.2m以上 3.盛土設備の高さ0.5m以内 4.囲障設備の高さ1.5m以内 5.植樹等が通路・隣接地に障害を及ぼさないこと。			使用権利金等の返還について 9 ○納付された使用権利金及び管理料は返還しません。ただし、使用許可を受けた後5年以内に返還する場合に限り既に納付された使用権利金の2分の1の金額を還付します。 ○管理料などの未納金があるときは、還付金はこれに充当されます。	

町営墓地の使用許可申請に際し、上記内容について了解しました。

善良な使用者として法令を遵守するとともに町の指導に従って使用します。

令和 年 月 日

住所

氏名

町営墓地の使用に関する確認書(見本)

○ご了解いただきましたら確認欄にレ点を記入してください。最後に記名してください。

内 容		確認	内 容		確認
1	墓地の使用許可について ○土地の所有権ではありません。 ○使用する権利の売買等はできません。 ○慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が継承する場合に限り使用権を移転することができます。移転の申請は、事由発生の日から3月以内にしなければなりません。	✓	6	使用許可の取り消しについて ○次の場合は、使用許可が取り消されます。原状に戻して返還しなければなりません。 1.許可を受けた目的以外に使用したとき。 2.使用許可を受けた後囲障等の設置をせず、又は改葬後使用せず3年を経過したとき。 3.使用者が死亡した日以後3年を経過しても祭祀を主宰するものがないとき。 4.使用者である法人が解散したとき。 5.使用者が3年間管理料を納入しないとき。 6.使用者が住所不明となって7年を経過したとき。 7.法令又は条例若しくは条例に基づく指示に違反したとき。	✓
	墓地の管理料について ○使用許可を受けた年度から管理料を納めなければなりません。	✓			
	墓地の使用目的について ○焼骨の埋葬以外の目的には使用できません。	✓			
4	墓地区画の変更について ○使用許可を受けた後は、原則として区画の変更はできません。変更する場合は、新規購入の取り扱いになります。	✓	7	埋葬済みの墓碑の移転について ○「改葬許可証申請書」(移転先の許可証明書を添付)を提出して、「改葬許可証」の交付を受けなければなりません。移転後、不要になった霊地の返還手続きが必要です。	✓
5	墓地設備の制限等について ○墓碑の設置や改造等をする場合は、事前に町に連絡しなければなりません。 ○墓地設備は、次の制限を守らなければなりません。 1.墓碑設備の高さ2.5m以内 2.盛土設備の高さ0.5m以内 3.囲障設備の高さ1.5m以内 4.植樹等が通路・隣接地に障害を及ぼさないこと。	✓	8	霊地の返還について ○「使用霊地返還届」を提出し、原状に戻して返還しなければなりません。	✓
			9	使用権利金等の返還について ○納付された使用権利金及び管理料は返還しません。ただし、使用許可を受けた後5年以内に返還する場合に限り既に納付された使用権利金の2分の1の金額を還付します。 ○管理料などの未納金があるときは、還付金はこれに充当されます。	✓

町営墓地の使用許可申請に際し、上記内容について了解しました。

善良な使用者として法令を遵守するとともに町の指導に従って使用します。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 湯沢町○○3333番地

氏名 湯沢 花子